

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月21日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中 富 一 郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目 4 番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼社長室長 中 塚 琢 磨
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目 2 番 2 号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼社長室長 中 塚 琢 磨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,621,998,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月7日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年10月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が平成25年10月21日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
  - (1) 募集の方法
  - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内及び海外における当社普通株式の募集及び売出しについて
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

2. 本募集とは別に、平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、当社普通株式の日本国内における募集(以下「国内一般募集」という。)並びに米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における当社普通株式の募集(以下「海外募集」という。)及び当社株主が所有する当社普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。)を行うことを決議しております。また、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、JPモルガン証券株式会社が当社株主から840株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。)を行う場合があります。さらに、海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJPモルガン証券株式会社を經由して5,460株を上限として借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における売出し(以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」といい、オーバーアロットメントによる国内売出しと併せて以下「オーバーアロットメントによる売出し」と総称する。)を行う場合があります。国内一般募集並びに海外募集及び海外売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内及び海外における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 本募集とは別に、平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、当社普通株式の日本国内における募集(以下「国内一般募集」という。)並びに米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における当社普通株式の募集(以下「海外募集」という。)及び当社株主が所有する当社普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。)を行うことを決議しております。また、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、JPモルガン証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式450株の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。)を行います。さらに、海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJPモルガン証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式5,850株の米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における売出し(以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」といい、オーバーアロットメントによる国内売出しと併せて以下「オーバーアロットメントによる売出し」と総称する。)を行います。国内一般募集並びに海外募集及び海外売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内及び海外における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

<後略>

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	6,300株	1,802,560,000	901,280,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	6,300株	1,802,560,000	901,280,000

(注)1.本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、JPモルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcを割当先として行う第三者割当の方法によります。割当株数は、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しの売出数に対応します。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	JPモルガン証券株式会社
割当株数	840株
払込金額	240,340,000円

&lt; 中略 &gt;

割当予定先の氏名又は名称	J.P. Morgan Securities plc
割当株数	5,460株
払込金額	1,562,220,000円

&lt; 中略 &gt;

- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	6,300株	1,621,998,000	810,999,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	6,300株	1,621,998,000	810,999,000

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3. に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、JPモルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcを割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	JPモルガン証券株式会社
割当株数	450株
払込金額	115,857,000円

&lt; 中略 &gt;

割当予定先の氏名又は名称	J.P. Morgan Securities plc
割当株数	5,850株
払込金額	1,506,141,000円

&lt; 中略 &gt;

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注) 3. の全文削除

## (2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	1株	平成25年11月22日(金)	該当事項はありません。	平成25年11月25日(月)

(注) 1. 発行価格については、平成25年10月21日(月)から平成25年10月23日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に国内一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

2. 本第三者割当増資においては全株式をJPモルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcに割当て、一般募集は行いません。

3. JPモルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcは、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の国内取得予定株式数及び海外取得予定株式数につきそれぞれ申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
257,460	128,730	1株	平成25年11月22日(金)	該当事項はありません。	平成25年11月25日(月)

(注) 1. 本第三者割当増資においては全株式をJ P モルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcに割当て、一般募集は行いません。

2. J P モルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcは、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の国内取得予定株式数及び海外取得予定株式数につきそれぞれ申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(注) 1. の全文削除及び2. 乃至4. の番号変更

#### 4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,802,560,000	31,580,000	1,770,980,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,621,998,000	31,580,000	1,590,418,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2. の全文及び1. の番号削除

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限1,770,980,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額1,574,200,000円及び海外募集の手取概算額7,871,010,000円と合わせ、手取概算額合計上限11,216,190,000円について、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用(注)1.	8,916	平成25年11月から 平成30年10月まで
その他運転資金(注)2.	2,300	

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限1,590,418,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額757,340,000円及び海外募集の手取概算額7,724,896,000円と合わせ、手取概算額合計上限10,072,654,000円について、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用(注)1.	8,916	平成25年11月から 平成30年10月まで
その他運転資金(注)2.	1,156	

&lt;後略&gt;

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 国内及び海外における当社普通株式の募集及び売出しについて

(訂正前)

< 前略 >

公募による新株式発行の発行株式総数は33,600株であり、国内一般募集株数5,600株及び海外募集株数28,000株を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

公募による新株式発行の発行株式総数は33,600株であり、国内一般募集株数3,000株及び海外募集株数30,600株の募集が行われます。

< 後略 >

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

(訂正前)

当社は、平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しを行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、JPモルガン証券株式会社が840株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)を行う場合があります。また、海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plcが5,460株を上限として借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における売出し(オーバーアロットメントによる海外売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、JPモルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcが借入れた株式(以下それぞれ「国内借入れ株式」及び「海外借入れ株式」という。)の返却に必要な株式をJPモルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcに取得させるために行われます。

JPモルガン証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月21日(木)までの間(以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。)、国内借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「国内シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。JPモルガン証券株式会社が国内シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、国内借入れ株式の返却に充当されます。なお、国内シンジケートカバー取引期間内において、JPモルガン証券株式会社は国内シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 中略 >

J.P.Morgan Securities plcが海外第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、J.P. Morgan Securities plcはオーバーアロットメントによる海外売出しにより得た資金をもとに海外取得予定株式数に対する払込みを行います。

上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る上限の売出数の内訳(オーバーアロットメントによる国内売出し840株及びオーバーアロットメントによる海外売出し5,460株)は、国内一般募集株数5,600株並びに海外募集株数28,000株及び海外売出しに係る売出数8,400株を前提とするものであり、最終的な内訳は、発行価格等決定日に、最終的に決定される国内一般募集株数及び海外募集株数に応じて決定されます。

(訂正後)

当社は、平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しを行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、JPモルガン証券株式会社が借入れる当社普通株式450株の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)を行います。また、海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、J.P. Morgan Securities plcが借入れる当社普通株式5,850株の米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における売出し(オーバーアロットメントによる海外売出し)を行います。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、JPモルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcが借入れた株式(以下それぞれ「国内借入れ株式」及び「海外借入れ株式」という。)の返却に必要な株式をJPモルガン証券株式会社及びJ.P. Morgan Securities plcに取得させるために行われます。

JPモルガン証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日である平成25年10月23日(水)から平成25年11月21日(木)までの間(以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。)、国内借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「国内シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。JPモルガン証券株式会社が国内シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、国内借入れ株式の返却に充当されます。なお、国内シンジケートカバー取引期間内において、JPモルガン証券株式会社は国内シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 中略 >

J.P. Morgan Securities plcが海外第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、J.P. Morgan Securities plcはオーバーアロットメントによる海外売出しにより得た資金をもとに海外取得予定株式数に対する払込みを行います。